

**平成25年度 第3回岐阜県食品安全対策協議会
議事要旨**

- 1 日時：平成26年2月20日（木）13：30～15：30
- 2 場所：岐阜県シンクタンク庁舎 5階 大会議室
- 3 出席委員

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部教授	会長	前澤 重禮
消費者	消費者	公募	北瀬 恵美子
	消費者	公募	齋藤 由美
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	消費者	公募	林 円
生産者	なずな農園	代表	武山 洋子
	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	藤井 里樹
	岐阜県養豚協会	会長	水野 良則
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	岩本 修治
	(株)バロー	商品安全保障室マネージャー	橋本 保正

※欠席 大島愛子委員（消費者、岐阜県生活学校連絡協議会副会長）
 小原尚委員（学識経験者、岐阜県議会厚生環境委員会委員長）
 河原洋之委員（消費者、全岐阜県生活協同組合連合会専務理事）
 北野茂樹委員（生産者、(公社)岐阜県食品衛生協会会長）
 高木瞳委員（学識経験者、(公社)岐阜県栄養士会副会長）
 林幸治委員（流通業者、岐阜県卸売市場連合会会長）

4 議題

- (1) 第3期岐阜県食品安全行動基本計画について
- (2) 食の安全についてのご意見

5 議事要旨

(野池技術課長補佐兼係長（生活衛生課）)

ただいまから、平成25年度第3回食品安全対策協議会を開催します。始めに、岐阜県健康福祉部生活衛生課長の樋口よりご挨拶申し上げます。

(樋口生活衛生課長)

健康福祉部生活衛生課長の樋口でございます。平素は、県の食品安全行政の

推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
また、本日はご多忙のところ、本協議会にご参加いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、年末から冷凍食品への農薬混入事案や、ノロウイルスによる集団食中毒などの事案が大きく報道されました。株式会社アクリフーズの事件については、概要が判明しつつありますが、岐阜県内でもこの件に関連して69件の相談があり、食品が残っている場合においてはマラチオンという農薬に関する検査を県保健環境研究所で実施しました。結果は全て検出限界値未満ということでした。こうした事例を受け、フードディフェンスという課題が持ち上がってきており、今後取り組んでいかなければならない課題であると思います。

また、浜松のノロウイルス集団食中毒の事件についても、その工場で製造されたパンが岐阜県内にも流通しており、関係する事業者等による自主回収等が行われてきました。この事件では、製造工場の従業員の手洗い不徹底によるノロウイルス汚染が判明したわけですが、従事者の健康管理を行う、つまり健康であってもノロウイルスを保有している不顕性感染について留意する必要があることを改めて認識させられた事件でした。

こうした事件に関連し、さまざまな情報が氾濫する中で、正しい知識を得て冷静に考え、行動することが大切です。県としては、県民の皆様とのコミュニケーションを通じ、リスクの程度がどうなのか、あるいは正しい対処法はどうかといったことを、情報提供していくことが大切だと考えております。

本日は、これまで当協議会でご意見をいただきました第3期岐阜県食品安全行動基本計画について、パブリック・コメントの結果を織り込んだ最終的な案を出させていただいております。委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

また、当協議会は本日が委員の皆様任期最後の協議会となります。今後の岐阜県の食品安全行政のあり方について、自由なご意見をいただきたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

(野池技術課長補佐兼係長(生活衛生課))

議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。本日お配りしております資料は、次第、名簿、配席図が1枚ずつと、資料1から6までとなっております。過不足はございませんでしょうか。

本日の内容につきましては、議事要旨として公開をさせていただく予定です。後日事務局より発言内容について確認をさせていただきますので、その際はよろしく願いします。

それでは、以後の進行につきましては、前澤会長をお願いいたします。

(前澤会長)

本日の議題は2つあります。まずは事務局より、第3期岐阜県食品安全行動基本計画と、食の安全に関する最近の状況について、資料を使ってご説明をいただきます。その後、それぞれ委員の皆様からご意見をいただくということで、委員名簿のとおり消費者、生産者、流通業者といった順で、お一人ずつご意見をいただきたいと思います。お一人5分程度、そして事務局の対応もございしますので、それを含めて7、8分といった具合でお願いしたいと思います。

では、まず事務局から、第3期計画の説明をお願いします。

(加藤食品安全推進室長)

食品安全推進室長の加藤です。私からは、第3期岐阜県食品安全行動基本計画の最終的な案についてご説明します。お手元には、資料1「第3期岐阜県食品安全行動基本計画(概要版)」、資料2「第3期岐阜県食品安全行動基本計画(案)」、資料3「パブリック・コメント結果とその対応について」があると思いますので、これらを用いて説明します。

これまで、当協議会をはじめ、県内5圏域における意見交換会、パブリック・コメントなどの機会を設け、県民の皆さんからご意見をいただいたところです。前回の第2回協議会において、それまでに実施した意見交換会等における意見の反映状況をご説明しましたので、今回はその後に実施したパブリック・コメント等の内容を踏まえ、どのように修正を行ってきたのかをご説明します。

資料3をご覧ください。パブリック・コメントの結果、5件の意見がありましたが、内容は計画の記載に関するものと事業の実施方法に関するものと2つに大別されます。

1つめは、施策の方向のイメージ図がわかりにくいという意見でした。資料2の12ページの図について、もう少し分かりやすくできないかということで、線の種類や矢印・コメントなど、見やすいように修正しました。また、その他の図についても、それぞれ検討させていただき、わかりやすくなるものは修正しております。

2つめは、指標について、現状値を記載すべきというご意見でした。これについても、現状値を追加し、現状と目標の比較ができるよう修正しました。一例を申し上げますと、資料2の21ページ、コンプライアンスの推進です。食品表示等総合講習会の受講者数と食品衛生責任者講習会の実施回数について、5年間の目標値を記載しておりましたが、その前に、現在における最新の実績値である平成24年度実績値を記載しました。90ページより、指標の一覧表になります。

3つめは、リスクコミュニケーション事業の進め方についてのご意見です。リスクコミュニケーションの機会を最大限に生かすためにも、消費者の参加し

やすい条件作りが重要であり、開催時間帯等について土日や平日午後の開催を検討して欲しい、また、消費者団体と企画の連携強化を具体的に記載して欲しいといったご意見でした。

リスクコミュニケーションの取り組みは、食品に対する安心感の向上において大変重要な機会であると我々も考えております。イベント、事業の実施においては、内容や参加対象者といった、それぞれの事業の特性を踏まえながら、開催場所、曜日、時間帯などを配慮し、例えば子育て中の女性など、より多くの方がリスクコミュニケーションの機会にご参加いただけるよう、県組織全体で取り組んでいきます。

また、コラボレーションについては、県が実施する取り組みに止まらず、消費者団体や生産者の企画する取り組みに県が協力し、連携することが必要であると思います。これを踏まえ、計画の記載を若干修正しております。具体的には、資料2の63ページですが、コラボレーションの方向において、県や生産者団体、消費者団体などが開催するイベントにおいて、共催、協賛、後援といった形で連携を図り、その効果を一層高める旨を記載しました。また同様に、74ページにおいて、下から5行目、コラボレーションの方向で、地産地消に関する取り組みについて、消費者団体及び生産者との地産地消推進のためのネットワーク形成により、地産地消推進に向けた取り組みを進めるよう記載を修正しました。パブリック・コメントについては以上のような内容です。

その他の修正点として、巻末に資料編をつけております。81ページ以降に岐阜県食品安全基本条例、用語解説、指標一覧、相談窓口一覧があります。その他、レイアウトを見やすくしたり、誤植の修正やわかりやすい表現に改めたり、なるべく分かりやすいように修正を行っております。

また、先日、委員の皆様には計画案を事前にお送りしたところですが、その後、若干の修正がございました。1つめは、資料2の34ページ6行目、「食品検討委員会」とありますが、「食品選定委員会」に変更になるということです。2つめは、68ページの下から6行目ですが、「食育検討委員会」とありますが、これが「食育推進委員会」に、そして文中の「学校給食の安全・安心確保と」と「生活衛生課」を削除しました。これは、事業内容が来年度に向けて確定しつつあるなかで、内容の見直しがされたことに伴うものです。

今後の予定ですが、関係各課長が参加する食品安全・安心推進本部の幹事会の承認や決裁手続きといった県庁内の手続きと、県議会の厚生環境委員会における計画策定の報告を行い、平成26年4月より新計画としてスタートする予定です。なお今後、県庁内の組織名が変わる場合や法律の修正など、4月までの間に記載を変えた方が良い場合もあるかと思っております。こうした箇所については分かり次第、内容は変わりませんが軽微な修正として対応させていただきたいと思っております。

(前澤会長)

では、引き続き事務局から、食品の安全に関する最近の情報についてお話をいただきます。

(加藤食品安全推進室長)

私から、食品安全推進室で今年度実施したリスクコミュニケーション事業について説明させていただきます。資料4をご覧ください。今年度実施した事業として、大きく7つを記載しております。

1は、11月13日に開催した食品の安全・安心シンポジウムです。毎年、11月中旬頃に開催しております。今年度のテーマは「BSE対策」で、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、そして県食肉衛生検査所の担当者を講師として実施いたしました。開催にあたり、今年は岐阜市と共催したほか、全岐阜県生活協同組合連合会と全国農業協同組合連合会岐阜県本部の後援をいただきました。これもコラボレーションの一つかと思えます。

2は、食品安全セミナーです。農産物の生産現場や食品製造工場の見学にバス車中・研修先での講義などを盛り込み、消費者と生産者が直接対話し食品の安全・安心について理解を深める機会です。9月から11月にかけて出発地を県下3圏域として、計3回実施しました。生産者の方々にご理解とご協力をいただきました。これもコラボレーションの一つです。休日に開催してはどうかという意見をいただいたこともありますが、生産者・事業者のご都合や、過去に休日に開催した際、参加者数や参加者の年齢層がさほど変わることがなかった状況などを考慮し、現状は平日開催としております。

3は、出前講座です。1や2のようなイベントになかなか参加できない皆さんもおられます。もう少し気軽な形で、皆さんのところに県の担当者が出向いて食品に関するテーマでお話をしながらご意見を伺うものです。テーマは食品表示や輸入食品、食品添加物や食中毒予防など、ご要望にお応えしていますが、今年度は1月までに17回開催しました。今年度は県庁内の保健医療課と連携し、食育に関してもメニューに取り入れて実施しております。

4は、ジュニア食品安全クイズ大会です。小学生やその保護者等を対象に、食品安全に関する正しい知識を持ってもらうことを目的に、各学校に県の担当者が出向き、クイズ形式で食品安全に関するイベントを7回ほど開催しました。例年、農業フェスティバルの会場においても実施しておりますが、残念ながら今年度は中止となりました。

5は、食品安全に関する各種モニターです。食品安全モニター、食品表示ウォッチャーとして登録をいただき、各種事業の案内のほか、アンケート調査にもご協力いただいております。また、食品表示ウォッチャー向けの研修会も4

回開催し、計60名の方にご参加いただきました。

6は、食卓の安全・安心ニュースです。できるだけ読みやすくわかりやすいように留意して編集をしております。県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、学校給食センターなどに配布しています。今年度は県の食育キャラクターをご紹介するなど、コラボレーションに努めました。

その他、登録いただいた方にイベント等の情報をメールマガジンで配信したり、フェイスブックを活用した週1回程度の情報提供を行いました。以上、今年度の当室におけるリスクコミュニケーションを説明させていただきました。

(野池技術課長補佐兼係長(生活衛生課))

引き続き、資料5及び資料6をもとに、食の安全に関する情報提供をさせていただきます。資料5をご覧ください。メニュー等の食材偽装・誤表示については、第2回の協議会においても景品表示法についての情報提供をさせていただきましたが、その後の状況をご説明したいと思います。

一連の事件を受け、国で様々な取り組みが行われています。これが2の「国の方針」になります。大きな方針としては、事業者のコンプライアンスの確立と景品表示法の周知・遵守徹底、そして国と地方における行政の監視指導体制の強化ということになります。

この2つの方針に従い、個別の対策が示されています。1つは、個別事案に対して厳正な措置を取っていくということで、景品表示法に基づく指導や、場合によっては指示・措置命令等を実施していくということです。2つめは、関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底で、既に関係業界に対する要請及び指導が行われております。また、景品表示法のガイドライン作成については、12月から1月にかけて、国においてパブリック・コメントが行われ、現在とりまとめ中ということで、国民からの意見が5百件ほど出されているということです。消費者にも事業者にもわかりやすいルールを作り、事業者にはそれを遵守していただくということになります。

次に、景品表示法の改正ということで、事業者の表示管理体制の強化と、現在、国で景品表示法の行政処分の権限を持っているものを、都道府県知事に景品表示法に基づく措置命令権限を付与することで、きめ細やかな対応ができるようにするものです。また、違反事案に対する課徴金等の検討も方向性として示されています。その他、食品表示の監視について、ノウハウを持っている食品表示Gメンを景品表示法についても担当できるようにすること、そして消費者が気づいた意見を寄せていただくモニター制度を今後導入していく方向で検討されているということです。

そして、3は県の取り組みです。前回の協議会において、県から業界団体に総点検の実施を申し入れたところまでを報告させていただきましたが、その後、

総点検の結果がまとまりました。総点検数として16,606件、その結果、問題があったと自己申告いただいたものは4件でした。内容としては「バタートースト」に「マーガリン」を使用していたとか、「ココア生クリーム添」に「ホイップクリーム」を使用していたといった内容で、景品表示法に抵触する可能性があるというものです。この4件は同一系列のチェーン店で、違反の内容は同一のものでした。

2つめは、緊急の監視を実施しました。平成25年12月がちょうど食品表示適正強化月間でしたので、この事件を受けて、県内のホテルや飲食店など51件の事業者に対して確認をさせていただきました。その結果、景品表示法に抵触する恐れのあるものはございませんでしたが、米について法律に基づいて店頭で産地をお知らせする、あるいは記録を保存するという対応が取られていなかったものが計4件ありました。産地のお知らせについてはその場で書いていただいていた改善が図られ、記録の保存については古いものを破棄してしまっていたため、指導をさせていただきました。いずれにしても、大きな違反はこの監視のなかでは見つかりませんでした。

3つめは、表示の適正化に向けた普及啓発ということで、関係機関・団体の広報紙などに景品表示法関連の記事を載せていただいたり、業界団体の会議などで景品表示法に関する説明をさせていただくといった取り組みを行っております。来年度に向けて、引き続き、県民生活相談センター及び生活衛生課とで連携して講習会や監視指導を進めていく予定です。

また、メニューの表示の話とは少し異なりますが、先日、美濃加茂市内の事業者ですが、JAS法と景品表示法に違反している、つまり産地偽装があったということで指示・公表をしております。コンプライアンスという部分でまだまだ指導をさせていただく部分が大きいのかなということで、来年度以降も引き続き取り組みを実施していく予定です。

続いて資料6です。昨年末から問題となっておりましたが、冷凍食品に農薬マラチオンが入っていたという事件です。その後容疑者が逮捕され、警察で調べている状況です。会社、国、そして県の対応としてまとめております。

最初に会社に情報が入ったのは11月で、これを受けて社内調査をしていたようですが、実際に農薬が混入していることが判明し、売られていた商品を回収しはじめたのが年末で、対応が1か月以上遅れたことが問題とされました。実際に検査をして農薬が検出された商品の一覧が資料にあります。多いもので10,000ppmを超えるような農薬が検出されたということで、残留したというのではなく、故意に混入させたということのようです。

この事件を受け、12月30日に厚生労働省・消費者庁より、自主回収に関する情報提供を周知すること、必要があれば事業者への適切な指導をすることについて要請があり、当県としても保健所において県民からの相談を受ける体

制を整えたり、県のホームページに情報を掲載するといった対応を年末から取っておりました。結果的に、国で集計したもので2月10日現在ということですが、有症事例の相談件数が2,381件、自己申告のため因果関係は不明ですが有症者数が2,875人の申し出があり、商品が残っていた996件については各自治体等で検査をしたところ、幸い農薬マラチオンが検出されたものはなかったということです。

県において健康相談等を受けた状況を資料に掲載しておりますが、相談があったいずれのケースにおいても、因果関係がはっきりと認められたものはありませんでした。検査については、県および岐阜市で検査をした40検体についてはいずれも不検出ということでした。

こうした故意に何かを混入するという事案に対し、根本的な対策を取るというのはなかなか難しい面がありますが、事業者への指導と、事件が起きた場合の迅速な対応、そして正確な情報提供を県として今後とも行っていきたいと思っております。

(前澤会長)

では、委員の皆さんのご意見を伺っていきたく思います。第3期岐阜県食品安全行動基本計画に関するご意見のほか、事務局より説明のありました食を取り巻く最近の状況、あるいは皆さんが2年間、協議会の委員として活動されるなかで感じたことについて、ご意見をいただければ今後の役に立つのかなと思っております。

(北瀬委員)

北瀬です。2年前に初めてこの会議に参加させていただいた時、食品安全行動基本計画に関する資料を見て、こんなに難しいことを話さなければいけないのだなというところからスタートしました。協議会で他の委員のご意見を聞き、自分の意見を整理しながら発言してきましたが、協議会のたびに消費者・生産者・関連事業者の立場から出る様々な意見を第3期計画の中に反映していただき、一つの形になったと思います。県民の皆さんも私と同じことを考えているから、意見として反映していただいているのだと感じました。完成した計画を我が子のように感じております。

協議会のあるたびに驚くような事件が起こり、次の協議会で新たに記述を追加したり、食の安全は本当に休む間がないのだと思いました。きっと、この計画が完成した後も、新たな問題が起きているのだらうと思っておりますが、行政でその都度対応されていることが協議会に参加して分かりました。

冷凍食品の問題については、私も去年7月と8月に自主回収に該当する商品を購入しており、該当するのかなと思ううちに時間が経過していました。何か

事件が起きた場合に、食卓の安全・安心ニュースなどで臨時号という形でも良いのですが、自主回収の内容や相談窓口のこと等、起きたことに対するフォローのための情報提供をご検討いただけたらと思います。

2年間この協議会に参加して、食の安全を守るために多くの関係者が関わっており、皆がひとつになって初めて安全が守られているのだと考えさせられ、家族や子どもとも沢山話をしました。こうした機会をいただいたことを感謝しています。どうもありがとうございました。

(齋藤委員)

第3期岐阜県食品安全行動基本計画については、作成過程のなかで言葉がとても柔らかくなりました。また、普及啓発に関する広報についても消費者に近くなったと感じていますし、県として食品安全に関する様々な行動をされていることも分かりました。

食品表示法の施行に向けて食品表示の監視や指導が強化されていくわけですが、取り締まるだけではなく、きちんと出来ている事業者に対して、ここは岐阜県のブランドをきちんと扱っていますよというお墨付きを与えることで、岐阜のブランド力を高めるように助成していけば良いのではないかと思います。

私は元々東京からこちらに来ていますので、岐阜県に来るまでは岐阜県がこれほど農業県であることを知りませんでした。岐阜の特産物でも知らないものが沢山ありましたし、岐阜は林業の盛んな地域というイメージがあったのですが、自慢できるものがこんなに沢山あるのだなと感じています。

地産地消について、私の娘の小学校で、学校給食会の開催した「児童生徒が考えた学校給食メニューコンクール」がありました。それが小学校で非常に盛り上がっていて、作品を皆で沢山応募しました。そして、入賞作品が実際にメニューで出て、レシピまで給食のメニュー表に掲載されました。子どもたちは「これ、岐阜県のものなんだって」などと大いに話題にしていました。こうしたボトムアップというか、沢山人、とりわけ子どもが地産地消に触れることで、親も県内産の食材を使ってみようかなということになると思います。食育にもつながると思いますし、教育現場とのコラボレーションを一緒に考えていくと良いのかなと思います。

最後に食中毒の管理についてですが、公共食等において食事を作ってください方への指導はもちろん行われていると思いますが、学校における集団食中毒において、学校長のような管理者に食中毒についての認識が不足していたというような事例もあつたと聞いております。行政や教育の長についても、リスク管理をされるのはそういった方なので、安全管理について認識を深めていただくべきではないかと思います。また、お祭りなどの公共食等が出される場所においては、簡単なマニュアルを置いて、作る人だけではなく皆が分かるような

形になれば、作り手への監視効果もあり、良いのではないかと思います。

2年間、とても楽しく勉強させていただきました。岐阜県の農業のブランド力はまだまだ、外に向けて発信する余地があると私は思いますので、これからも応援していきたいと思っています。ありがとうございました。

(前澤会長)

ありがとうございました。事務局のほうから、北瀬委員、齋藤委員のご意見に対してコメントをいただけますでしょうか。

(加藤食品安全推進室長)

北瀬委員から、3期計画についてのご意見をいただきましたが、前澤会長をはじめ、この協議会の委員の皆さんの意見からこの計画が作られていった部分は大きいと思っており、大変感謝をしております。

また、食卓の安全・安心ニュースなどを利用した緊急時の情報提供に関するご意見をいただきました。食卓の安全・安心ニュースについては、以前は年間の発行回数をもっと少なかったのですが、昨年は担当者も慣れてきたこともあり、月1回発行するという目標を立て、発行することができました。今年度は担当者が入れ変わり、少し頻度が落ちておりますが、ご意見いただいたように緊急時に的確に対応するという視点で取り組んでいきたいと思っております。

齋藤委員からは、食品表示のこと、そして岐阜の特産物のブランド強化と地産地消といったことについてお話がありました。飛騨牛がブランドとして全国に広がっていったように、お墨付きを与えることで他の特産物も広がっていけばということですが、お墨付きを与えるのは簡単なことではありません。例えば、ハサップ、HACCPというシステムがあります。このハサップというお墨付きを与えた大手企業でさえ、食中毒を起こしてしまうこともありました。大企業であるがゆえの慢心があったのかも知れません。それを改善しながら、厚生労働省が本腰を入れて普及していこうという状況です。そうしたことを踏まえながら、例えば関係団体が良い取り組みを行う事業者にお墨付きを与えるなどの取り組みも含め、何らかの形で良い事業者の取り組みをアピールできないか、関係各課で考えていきたいと思っております。

教育関係の方々とのコラボレーションについてお話がありました。今年度は学校給食における異物混入の事案が多かった年でもあります。スポーツ健康課とは日々連携しながら取り組んできましたし、学校給食会の岩本委員におかれましては、多難な状況にあっても安全・安心でおいしい給食を守るため、この1年改革に取り組まれました。この1年の教訓をもとに、来年度は更に良い学校給食になっていくのではないかと思います。

また、学校における食中毒に関連して、学校等でも食事を提供するイベント

を開催する際、臨時営業についての届け出が必要ですが、この方法を大きく見直しました。皆さんに安全で安心、そして分かりやすいような形で来年度からスタートしていきます。保健所の相談窓口の一覧も含め、食中毒についてのマニュアル等のお話は、今後の参考とさせていただきます。

(羽場委員)

2年間、ありがとうございます。私は食生活改善推進協議会という立場ですので、食に対し興味を持って協議会に参加させていただきました。最も大切なのは食品の安全であると思います。その意味においても、手作りを安心して食べていくことが我々の普及活動の目的であると考えます。

先ほど、事務局からご紹介があった食品安全セミナーですが、10年前くらい前、第1回のトマト生産者の見学に参加させていただきました。我々としては食に関して多方面から考え、安全な食生活を送れるように活動していきたいと思ひますし、行政の皆さんにも我々をご活用していただければと思ひます。皆で練り上げた第3期計画に沿って、皆で力を合わせていきたい、その中で我々も食生活を考え、普及活動を行ってまいりたいと思ひます。そして、第3期計画の施策の方向3に「将来にわたる安全な食生活の確保」という文言を入れていただきましたが、私たちとしては非常に嬉しく思っております。

食卓の安全・安心ニュースですが、作成いただいてご苦勞様です。役員に持ち帰ってもらい、各地域で活用させていただいておりますので、大変かとは思ひますが、ぜひ続けていただきたいと思ひます。

皆で連携しながら、この第3期計画を実行していきたいと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

(林委員)

先日、新聞を見ておりましたら、平成26年1月8日の中日新聞ですが「外食の安全性に穴」という記事がありました。これを読んで思ったことがあります。1つは、外食メニューの虚偽表示を担当するスタッフが少ないということが書かれてありました。岐阜県ではどうなのかなと思ひておりましたが、先ほど事務局からご説明をいただき、しっかりと対応されているなと思ひました。

それから、食物アレルギーについては第3期計画でも重点施策となっております。学校給食における食物アレルギーが主であると思ひていたのですが、記事の中では、外食メニューにおける義務表示が盛り込まれなかったということが書いてあります。国としては盛り込まれなかったが、岐阜県として独自に義務付けることはできないかなと思ひました。

2年間の感想ですが、先ほど食品安全推進室のリスクコミュニケーションの取組みをご紹介いただきましたが、私はこの取組みに数多く参加させていただ

きました。出前講座では、県の担当者にお越しいただくと同時に、我々のほうで生協関係の事業者をお呼びし、県の担当者と事業者がコラボして、食品の安全性を行政の視点と事業者の視点との両方を取り入れることができた、充実した講座となりました。結果として地域にも食育を広める取り組みとなり、良かったのではないかなと思います。2年間、ありがとうございました。

(前澤会長)

ありがとうございました。事務局のほうから、羽場委員、林委員のご意見に対してコメントをいただけますでしょうか。

(加藤食品安全推進室長)

羽場委員からお話があった食品安全セミナーは、私達も海津のほうに同行したのを覚えております。手作りということについては、食品表示の面で言いますと本当に手作りなのか、などといったことが心配になったりもしますが、安全を確保したうえで、安心して手作りの食べ物を食べられるようにできたら良いなと思います。

林委員からお話のあった食物アレルギーの外食メニュー表示については、我々も含め、地方自治体から国へ要望をしております。法律に基づいて動いていくことが基本ですので、当県だけで何か実施していくのはなかなか難しいところです。また、アレルギー物質というものには様々なものがあります。全ての外食メニューに、全てのアレルギー物質について記載を義務付けることは簡単ではないということも現実としてありますが、表示なり口頭なりの方法でアレルギー物質について店側に確認できるよう、我々も指導を行っていきたいと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。引き続き、生産者代表の委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

(武山委員)

資料を拝見しておりました。流通した食品に関する安全・安心という話がどうしても多くなりますが、流通する前段階である生産の立場から、環境にやさしい農業というお話をしたいと思います。我々は、行政に頼ることなく、有機農業を推進してきました。また、農政関係課ではなく、河川担当課から声をかけていただいて、農業を通じて環境を良くしていくという視点から講演を依頼され、水環境についてお話もしました。なずな農園は20年間、無農薬・無化学肥料でやってまいりましたが、生産を続けていくのは難しいことです。

こうした中で、ぎふクリーン農業が普及しているのですが、農薬を使用する頻度、回数にブレーキをかけていくことで、地下水を守ることができます。ベトナムでも枯葉剤が撒かれ、土地がダメになりました。こうしたことをバネに無農薬・無化学肥料を続けています。中国や台湾からも視察にみえます。宇宙船地球号にとって水の大切さを考えたときに、岐阜県として有機農業を推進して欲しいというのが私からの希望です。水の環境を守るということは、人間の体の環境を守ることに他ならないからです。

例えば食品添加物についても、日本は米国より多種類の認可をされております。日本は自給率が低く、食糧の多くを輸入に頼ってきた事情がありますが、例えば食品添加物はこういうものなのだといった正しい知識を、食品スーパー等とコラボしながら消費者の皆さんに伝えていくという大切な仕事を続けていきたいと思っております。体験・セミナーを受けたいといったご希望があれば、お越しいただければと思っております。

この2年間、色々なことを勉強させていただき、ありがとうございました。

(藤井委員)

全農岐阜の藤井でございます。私どもは生産者のお作りになったものを食品に結び付ける仕事をしております。食というものは、我々の生活を支える、豊かな暮らしをしたい、健康な暮らしをしたい、その根幹に関わるものであります。3期計画については、この計画のメッセージをどのように多くの消費者に伝えていくか考えていくことが必要かと思っております。

3期計画の内容については、一番最初の項目にコンプライアンスが記載してあります。コンプライアンスについてはここ10年ほど議論されてきたことであり、それまでの日本の社会ではコンプライアンスという言葉すらありませんでした。これを前面に押し出して計画を作り上げたということが3期計画のポイントではないかと思っております。

コンプライアンスは我々事業者が重視するところであり、コンプライアンスを重視する事業者が社会の一員として活動しているということを、いかに消費者に伝えていくかが非常に大切であると思っております。

そんな中で、リスクコミュニケーションという言葉があります。資料2では16ページになります。この部分が今後の活動で重要になってきます。食品関連事業者、消費者、行政の三角形のなかで、それぞれの間の矢印を大きくすればするほど信頼・安心が大きくなっていくと思っておりますが、それと同時に、計画のなかで「主体的な取り組み」という言葉も出てくるように、食品関連事業者、消費者、行政のそれぞれの役割というものがあり、その役割を果たす中でリスクコミュニケーションをしていくことが必要だと思っております。食品関連事業者であればコンプライアンスの確立、消費者であれば理解、行政は監視指導、情報

提供といった役割を果たしながらリスクコミュニケーションを進めていかなければ、発展性がないのではないかと思います。

全農の活動のなかでは、食と農とを近い距離にしていきたいという思いがあります。その思いのもとで生産振興や販売力強化、海外戦略を推進しているわけですが、食と農がイコールの世界であることを自ら発信しながら、消費者・行政の皆さんと連携していきたいと思います。

また、計画の中で年次別の指標があります。中には5年とは言わず、3年で実現してはどうかと思うものもありますが、予算や人員等、難しい問題もあるかも知れません。その中で、食品に係る情報提供については、例えば緊急情報メールならば送信先を20件ずつ増やしていく計画ですが、より増やしていくよう努力するなど、メリハリをつけて対応してはどうかと思います。

消費者に対する周知を広げる方法としては、例えば学校とコラボする方法もあります。学校にメールを送信することで、生徒にも行き渡らせることができます。リスクコミュニケーションを推進するうえで、教育委員会とのコラボも有効ではないかと思います。

(水野委員)

養豚協会の水野です。3期計画を拝見し、分かりやすくまとめていただいたなと思います。我々生産者としても、この計画に記載されている内容を自覚しながら、生産に取り組んでいきたいと思っております。

現在、我々のような豚を扱う事業者として最も気を付けていることのひとつがウイルスに関することです。殺菌消毒等を徹底して行っております。消費者の皆さんも関心を持っておられるかと思いますが、近県で伝染性下痢症が発生しておりまして、これは抗生物質が効かず、ワクチン投与で対応していくということで、非常に厳しくチェックされているようです。

我々も、人の出入りを禁止したり車両等の消毒を厳しく行いながら、飼養しております。ウイルスは目に見えないものですから、管理者が本当に注意しながら管理を行わなければ防ぐことはできません。1日に2度、3度と作業着や履物を替え、徹底的に管理をしながら作業をしております。

現在、岐阜県には飛驒牛というブランドがありますが、豚についても岐阜県の統一的なブランドをつくることはできないかということで、全国に公募をし、沢山の方に応募いただきました。明後日、第1回目の審査を行うところです。県の封筒に飛驒牛が載っていますが、岐阜県産の豚もこうしたところに載せられると良いなと思っております。色々勉強させていただき、ありがとうございました。

(前澤会長)

ありがとうございました。生産者代表の3名の委員からご意見をいただきました。事務局のほうからコメントをお願いします。

(加藤食品安全推進室長)

武山委員からは、この2年間、我々と違った観点からご意見をいただき、とても勉強になりました。水は健康の基本であります。水を大切にすることで、食品の安全・安心だけではなく、食品の美味しさにも大きく影響しますので、気をつけていきたいと思えます。そして、セミナーや講座の開催においても、今後とも我々の企画と連携が可能でしたらお願いできればと思えます。

藤井委員より、この計画のメッセージを多くの県民、消費者に広げていくことの重要性をお話いただきましたが、計画の骨子を話し合う中で行動が目に見える形で示さなければならないということから議論がスタートしました。次の5年間の大きな課題だと考えております。

我々行政がリスクコミュニケーションを実施する中で、偏った情報の流し方やものの考え方を避けながら意見交換を行い、色々な考え方をしていこうという姿勢で進めてまいりました。例えば、食品添加物はある意味、科学的な根拠に基づいて検査を十分にされたうえで提供・使用され、監視もされている。いわば最も安全な食べ物でもありますという言い方をすれば、行政が食品添加物を推奨するのかという批判となります。そうすると、なかなか理解が深まらない状況になってしまいます。こうしたことを踏まえ、理解が進むような形でリスクコミュニケーションを実施していきたいと思えます。

もう一つ、目標値について、緊急情報メールのお話がありました。緊急情報メールは、制限を付けているわけではありませんが、事業者、特に製造業者向けの情報としてスタートしております。販売事業者や飲食店の方や消費者の方にも有用な形にして配信すればというご意見もありますが、それぞれに向けた情報の選別が必要になり、スピードが失われることとなりますので、それも踏まえて考えていく必要があるかと思えます。

(藤井委員)

緊急情報メールは食品関連事業者に対する情報配信でしたね。消費者に対するものと混同してお話をしたかも知れません。

(加藤食品安全推進室長)

藤井委員のおっしゃる内容はその通りです。消費者の方にもこういう情報は早く欲しいという方もおみえでしょうし、より使いやすい情報提供のあり方として、今後も検討していきたいと考えています。

水野委員からは、豚流行性下痢症のお話がありました。近県で起きたということで大変ご苦勞をされていることと思います。日頃からしっかりと管理していても、目に見えないウイルスは脅威です。我々としても、色々な情報をいただきながら、食品の衛生管理向上につなげていきたいと思っています。

(前澤会長)

ありがとうございました。続きまして、流通業者代表の委員の皆様からご意見をいただきたいと思っています。

(岩本委員)

先ほど、齋藤委員から学校給食会の取り組みをご紹介いただきまして、大変ありがとうございました。学校給食会は、学校給食の物資の供給を主な業務ですが、ただ物資を供給していれば良いということではなく、学校給食に関わる者として、子どもたちの心や夢を育むような取り組みをやっていきたいと思っています。生活衛生課のご指導を受けながら、県教育委員会とも連携してやっていきたいと思っています。こうしたソフト面の考え方を基本計画の中で視点として持ち続けることが大切だなどと思いながら聞いておりました。

私はこの会議に今年度から参加しておりますので、少し的外れなことを言うかも知れませんが、ご挨拶や事務局の説明等において、異物混入の話が何度か出てきました。資料6では農薬の混入事件についてご紹介がありますが、異物混入対策については3期計画で項目立てしてはどうかと考えました。

ただ、アクリフーズの事件は犯罪ということのようですので、県の計画のなかで位置づけをするのは少々筋が違うのかも知れません。そう考えながらも、大きな健康被害に至らない場合でも、食品に虫が混じる、あるいは髪の毛が混じるなど、消費者に不快の念を与えることであり問題だとは感じていますので、意見として述べておきたいと思っています。

(橋本委員)

バローの橋本です。私は2年間、この協議会に参加させていただきました。また、食品関連事業者で構成される岐阜県食品安全連絡会議にもこの5、6年ほど参加しております。事業者間の連絡会議については事業者のみですが、こちらの協議会は消費者の皆さんも参加されるので、連絡会議とは違う緊張感を持って参加をしておりました。我々にとって、自らの活動を知っていただくために主体的に発言し説明する場でもあり、確かな活動を行っていかねばならないと痛感させられる場でもありました。

昨年来、農薬混入の問題やノロウイルス集団食中毒の問題など、大きな事件がありました。近年になく、食品の安全と安心の両方の大きな事件が起きたと

いうことで、大きな転換期となる時期なのかも知れません。

農薬混入の問題については、私どものプライベートブランド商品で販売しているドリアとグラタンについて、当該工場において委託製造していたことから、自主回収をさせていただきました。このことについては、消費者の皆さまをはじめ、関係者の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしたことをこの場でお詫びさせていただきます。幸いなことに、私どもの商品から農薬マラチオンが検出されたことは今のところありません。ただ、自主回収は現在のところ継続しております。

プライベートブランド商品として委託をしておりますので、私も2年ほど前にその工場に行って監査をしております。誤解されるかも知れませんが、あの工場は、工場としてのレベルは日本有数のレベルであると思います。にも関わらずあのような事件が起きたということは、一人の犯罪者によって全てが台無しになってしまうということです。事件を受けて、特にプライベートブランドとして販売している工場については、通常の監査に加えてフードディフェンスに対する取り組みを加味し、悪意ある侵入者に対し防御できる仕組みになっているかをチェックしていきたいと考えています。

ノロウイルスの件については、毎年冬になると店舗を中心に対策を取っております。しかし、今回の浜松における事件については、何千人という被害者が出ました。一つのミスからとんでもない影響が出ることを改めて認識したことです。これまで実施してきた対策に加え、全店に対し改めて指導やチェック体制の確認をしました。この事件を教訓として、引き続き体制の確認・強化を図っていきたいと思います。

最後に、県などの行政機関で食品表示や食品衛生の講習会を開催されていると思いますが、行政が行う講習会は皆さんに広く伝えることが目的だと思うので、内容については平均的、あるいは初心者レベルに設定されることが多いと思います。それはそれで必要なことだと思いますが、もう一つ、食品の品質管理を行う方対象の専門的なレベルの講習会もお願いできたらと思います。私自身も食品表示検定の上級を取りましたが、食品添加物の取り扱い方など、分からないことが結構あります。また食品衛生についても、大腸菌が増えたら事故につながりますよ、という初歩的レベルのことも必要ですが、大腸菌を抑制するためにpHをどうするかといった、より高度な講習があればと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。流通業者代表の委員からご意見をいただきました。事務局のほうからコメントをお願いします。

(加藤食品安全推進室長)

岩本委員から異物混入対策のご意見がありました。異物混入といった事案に対しては的確に対処することが必要です。これについて、生活衛生課では毎年、食品監視指導計画という計画を策定しております。これは、保健所等の食品衛生監視員が色々な施設に対し監視指導を行うための目標などが書かれておりますが、異物混入対策はこの中に入ってきます。

内容としては、行動基本計画にも大きな意味で含まれている内容なのですが、一括りに異物混入といっても色々なケースがあることなどを考慮し、5年間の行動基本計画の中では異物混入対策として項目立てはせず、監視指導計画において細かく決めているところです。

ただし、重要な対策であることは確かなので、生活衛生課としては26年度に向け、異物混入対策に向けた検査の充実を図っております。学校給食会と連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

橋本委員の表示の講習のお話については、参加する方それぞれのレベルに合った講習会を開くということは大切なことだと思います。ただし、上級になればそれだけ求められるものも細かく、定型的では済まないものになります。従って、個別にご質問いただき、その都度対応をさせていただいているところです。講習については、出来る限り多くの方に効果のある運営をしたいと考えておりますので、一つのご意見として承り、状況によってはレベルを少し上げるなど、より良い講習会の開催を検討してまいりたいと思っております。

(樋口生活衛生課長)

異物混入対策は、今お話ししましたように監視指導計画において対応しております。今年度は昨年度に比べ、異物混入の件数が10倍ほど増えているということで、来年度は検査体制を抜本的に整備するべく、県保健環境研究所に異物混入のための機器を整備します。

また、表示については、講習会を充実させながらも少し対象者を増やす努力、上級者が大勢おられるのであれば、レベルを少し上げ、レベルアップを図っていく必要もあろうかと思っております。また、飲食店などに対する講習も必要かも知れませんが、その辺りはもう少し実態を把握しながら充実を図っていききたいと思います。

(前澤会長)

皆様ありがとうございました。

事務局からも丁寧なご説明をいただきました。この協議会は今回で区切りということですが、ご提示のありました第3期岐阜県食品安全行動基本計画、来年度からスタートしますが、資料を拝見しまして非常に見やすくなり、読んで

みようという気になるものになったかなと思いました。

先ほどパブリック・コメントの説明でも出てきましたが、計画本体の12ページの図ですが、この立方体が何を示すのかについて説明を付け加えてはどうでしょうか。3つの施策の方向がそれぞれ広がり、構造体になっていくというさまを、より分かりやすく説明できたら良いと思います。

また、この計画ではコラボレーションという言葉がキーワードとして使われております。これは大切なことで、色々な部署と、色々な方々との連携を進めていくことになるかと思いますが、18ページにおける説明で、本計画におけるコラボレーションとは何かということについて、「共同作業に止まらず、これによって新たに生まれる効果を期待するもの」とあります。コラボレーションをして何を生み出すのか。これを例示することでコラボレーションの意義が分かると思いますので、ご検討いただけたらと思います。

では、時間もまいりましたので、改めて全体を通してご意見等がありましたら、ご発言いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

皆様にご協力をいただきながら、第3期岐阜県食品安全行動基本計画が出来上がり、これが岐阜県の食品安全行政の柱になっていくことは間違いないと思います。

最後に、2年間、協議会の進め方等においては、皆様にご迷惑等おかけしたこともあるかと思いますが、この場をお借りしてお詫びします。そうした中で、計画が出来上がり、県の食品の安全・安心が更に進められていくのだと思います。非常に期待をしております。

以上、本日の議題は全て終了しました。ご発言はよろしいでしょうか。

では、進行は事務局にお返しします。

(樋口生活衛生課長)

前澤会長、円滑な協議会の進行、ありがとうございます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。皆様方におかれましては、2年間の任期をお務めいただきましたが、本日の会議が、2年間の任期最後の回となる予定です。この場をお借りして一言、お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、数多くの貴重なご意見をいただきました。県の行動基本計画は、皆様方のご意見をいただいたことにより、命を吹き込んでいただいたと思います。いただいたご意見等も盛り込みながら、来年度に向けて食品安全行政を進めていきたいと思っています。

河原委員、北野委員におかれましては、3期にわたり協議会の議論をリードいただきました。本日ご欠席ではありますが、お礼を申し上げたいと思います。また、そのほかの委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場から、親身

になりご意見をいただきました。それぞれの県担当課職員とともに参考にさせていただき、施策を進めていきたいと思ひます。

近時においても色々な事件がありました。豚の疾患の話もありましたが、牛についても口蹄疫や腸管出血性大腸菌などに対する対策を実施しております。

こうした対策をしながら、事業者の育成を図っていくことが必要です。また新たな問題としてジビエの規制もござひます。こうしたことに対して、我々は研究をしながら、安全な食品として消費者の皆様に提供するという大切な立ち位置に居ると思ひます。

今後とも皆様のご協力を得ながら、精一杯取り組んでまいります。これまでと変わらぬご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願ひをいたしまして、最後の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(野池技術課長補佐兼係長 (生活衛生課))

委員の皆さま、お疲れ様でござひました。以上をもちまして、終了とさせていただきます。どうぞ気をつけてお帰りください。